

第 40 回愛川町ふるさとまつり「文化展」一般展示作品募集要項

- 1 趣 旨 第 40 回愛川町ふるさとまつり（主催：愛川町ふるさとまつり実行委員会）協賛事業である愛川町文化協会「文化展」では、短歌・華道・ふだん記など、愛川町文化協会加盟団体の文化作品を展示しております。町民の更なる文化教養の向上とその振興、発展を期するため、一般作品の募集を行い、展示します。
- 2 実施主体 愛川町文化協会（以下「協会」という。）
- 3 会 期 令和 8 年 10 月 24 日（土）～25 日（日）
午前 9 時～午後 3 時
- 4 会 場 愛川町文化会館（展示場所未定）
（愛川町角田 250 番地の 1）
※一部の作品は別室となる可能性がございます。
- 5 資 格 協会加盟団体に所属する会員以外の方。ただし、協会加盟団体に所属する方でも所属団体と展示作品に関連がない場合は展示可能です。
※年齢・居住地・経験等は問いません。
- 6 出品種目 オリジナル作品（絵画、書道、写真、彫刻など）
- 7 出品規格
 - （1）絵 画 8 号～10 号程度
 - （2）書 道 条 幅：縦 200 c m × 横 50 c m 以内
額 装：縦 163.5 c m × 横 45 c m 以内
色 紙：49 c m × 40 c m 以内
 - （3）写 真 60 c m × 46 c m 以内
 - （4）彫 刻 縦 60 c m × 横 60 c m × 高さ 100 c m、重さ 50 k g 以内

※パネルに展示する平面作品は、60 c m × 46 c m、重さ 10 k g 以内
(5) その他 作品の性質に応じ、上記各サイズに準ずるものとする。

8 応募点数 特に定めませんが、応募多数の場合には、展示数を調整させていただく場合もあります。

9 出品料 無料

10 応募方法 必要事項（名前、年齢、住所、電話番号、展示物、体裁、題名、展示にテーブル必要の有無）を 7 月 31 日（金）から 8 月 31 日（月）までに文化協会事務局（愛川町役場 3 階スポーツ・文化振興課内）に連絡または出品申込書を提出してください。電話または出品申込書を直接提出する場合の受付時間は平日午前 8 時 30 分～午後 5 時です。

11 搬入 令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 4 時～午後 6 時
・ 展示場所については出品者に別途連絡いたしますので、必ず通知をご確認ください。（搬入当日は問い合わせ等に対応できない場合がありますので、必ず事前に問い合わせをください。）
・ 協会が指定したスペースに展示してください。
・ 作品の梱包材料は、すべて持ち帰ってください。

12 搬出 令和 8 年 10 月 25 日（日）午後 3 時～午後 4 時

13 注意事項

- (1) 搬入・搬出作業は出品者が行い、その際の作品の管理責任は出品者が負うこととします。
- (2) 展示期間中の作品の管理責任は出品者が負うこととします。
- (3) 連絡なしに搬入時刻を過ぎた場合は、出品取消しとします。

- (4) 展示や運搬に危険を伴う作品や破損・汚損のおそれのある作品、他の作品及び施設に影響のある作品は展示できません。
- (5) 損傷の恐れがあるものは受付しません。
- (6) 展示期間中の作品搬出はできません。
- (7) 出品申込は必ず本人の意思で行ってください。本人の意思なしに第三者が提出した申込は、無効とさせていただきます。
- (8) 出品が認められますと、事務局から出品票が交付されますので、出品票に「題名」と「氏名」を書き、作品の適当な箇所にはりつけてください。※出品票のないものは撤去します。
- (9) 搬入・搬出・展示期間中の不可抗力による作品の損傷については、責任を負いません。
- (10) 搬出期限を過ぎた作品については、保管の責任を負いません。
- (11) 協会と愛川町広報担当は、文化展の記録、広報の目的で作品を撮影し、撮影した写真等を広報やホームページ、SNSに掲載できるものとします。
- (12) その他、出品申込書に記入いただいた個人情報は、応募作品に関する連絡・質問・抽選結果の通知などに利用させていただきます。
- (13) 協会では作品に保険を掛けていませんので、必要な場合は出品者で事前に掛けてください。
- (14) 著作権および肖像権等の知的所有権にかかる権利等を含め、展示に当たっては参加者の責任において問題等生じないようにしていただき、賠償等の問題が生じた場合でも、協会は一切の責任を負いません。
- (15) 釘を打つことなどのパネルに穴を開けること（画びょうなどを除く）及び貼った跡が残る紙類のテープ等を使用することを禁止事項とします。禁止事項を破ったことによる協会の損害については、出品者が賠償することとします。
- (16) この要項は、文化展当日までの間に変更になる事があります。その場合は愛川町のホームページや当日会場に掲示するなどしてお知らせいたしますので、予め御了承ください。